

税効果会計の役割

～繰延税金資産の観点から～

1120377 千頭 誠

高知工科大学マネジメント学部

1 概要

1998 年より導入された税効果会計は、国際会計基準に準拠したものであり、この基準の導入によって、日本の会計国際化は一段と進んだかのように言われている。本論文は、税効果会計基準の処理方法、その特徴を明らかにすると同時に、その方式がいかんして日本に適用されたか、そのプロセスを明らかにする。日本の税効果会計が国際基準に準拠していると言われながら、その適用プロセスにおいては、国際基準と大きな違いがあることを明らかにする。

2 背景

銀行の財務諸表を見ると、「繰延税金資産」という資産項目があり、その金額も大きい。このような項目はなぜ存在するのか、まずそのことについて疑問が生じた。

税効果会計は、最終的な業績判断の指標となる当期純利益を正しく計算表示することを目的としたもので、欧米諸国を中心に多くの国で採用されている会計処理である。

一方、日本では、経済活動のグローバル化に伴い、国際的に通用し得る会計基準の導入が求められていたが、税効果会計の導入は遅れた。導入されたのは 1998 年である。

3 目的

税効果会計基準の導入に伴い、日本の銀行にどのような影響を与えるのかを研究する。

4 研究方法

まず、税効果会計に関する手続きの詳細を明らかにし、税効果会計基準を導入することによって、日本の銀行にどのような影響を与えるのか明らかにする。

5 結果

税効果会計基準のもと、日本のほとんどの銀行は繰延税金資産を財務諸表に計上するようになった。1998 年度の 86 銀行の純繰延税金資産の資本合計に占める割合は 33.9 パーセントを占めている。

日本の銀行は、繰延税金資産の額が、繰延税金負債の額

をはるかに上回って計上される傾向にある。日本の繰延税金資産は、主に会計上の貸倒引当金繰入費用額と税法上の損金認定額との相違が原因となって生まれたものである。86 行の繰延税金資産の平均 (1986 年) は 102,653 兆円となっているが、繰延税金負債は 804 兆円にすぎない。繰延税金の資産がその負債の 128 倍となっている。

繰延税金資産は、会計上の税費用が税額を上回って計上され、「税の前払い」に相当する資産として計上される。繰延税金負債は、「税の未払い」に相当する負債額を計上する。したがって、繰延税金資産が繰延税金負債額を上回った分が多ければ、この部分が将来、税額として実現する見込みがあるかどうか、その可能性が問題となる。

繰延税金資産の将来の実現可能性は、将来、稼得される利益の見込みと、税支払の可能性に基づいて評価される。日本の銀行は、過去 3 カ年で 46 パーセントの銀行が欠損を報告していることから明らかなように、貧弱な利益稼得力しか見せていなかった。このような状態は、将来も継続すると考えられ、奇跡的な回復と成長の見込みがない限り、繰延税金資産の実現可能性はないという状態であった。

スキナー (Douglas J. Skinner) は、調査データから、日本の「銀行は、一般に、ほとんど繰延税金負債もしくはは価引当金を計上していない」としている。これに対してアメリカの銀行は、繰延税金資産の 60 から 70 パーセントに相当する繰延税金負債を計上し、そのために「合衆国銀行の繰延税金資産に対する繰延税金負債の高い比率は、繰延税金資産の実現可能性を高め、評価引当金の必要性を減じている」とする。ある調査によれば、調査対象のアメリカの銀行の 39 パーセントが繰延税金資産の 11 パーセントに相当する評価引当金を計上しているのに対して日本では調査対象の 20 パーセント (8 行) のみが平均して繰延税金資産のわずか 3 パーセントの評価引当金を計上するといった実態を報告している。なぜ、日本の銀行は評価引当金をまったく計上しないか、計上してもわずかな額しか計上しないのであろうか。

日本の銀行が評価引当金をほとんど計上しないのは、少しでも銀行の規制上の自己資本を増額させようとする銀行経営者の意図と、そして何よりもこのことを行政規制者が容認したからに外ならない。

銀行業は、国際的な協定 (BIS) のもと、8 パーセントの水準の資本を維持しなければ、国際的な銀行業務から撤退しなければならない。日本の銀行が自己資本を下げるなか、これを引き上げるため、「会計ルールの変更」という

「比較的低コストの解決策」をもって、規制統制者は繰延税金資産を銀行規制上の資本（「Tier 1 資本」）に組み入れることを容認した。このもとで日本のすべての銀行は、税効果会計を採用して、こぞって繰延税金資産を計上した。このような会計基準なくして、8 パーセントの自己資本水準を維持することは出来なかったであろう。しかし、このような日本における繰延税金資産計上は、国際的な会計実務からすれば逸脱したものであった。なぜなら世界の多くの国の銀行規制者は、繰延税金資産を銀行規制資本（「Tier 1 資本」）からすべて、もしくはほとんどを除外する実務を採用していたからである。このような世界の趨勢からすれば、繰延税金資産をできるだけ多く計上し、評価引当金はほとんど計上しない、という日本の会計実務の実態は、国際的な会計実務水準からすれば逸脱した特異なものであった。日本における税効果会計基準の設定は、「財務諸表の適正表示」あるいは「国際会計基準の導入」という理由のもとに行われた。しかし実際は、日本における税効果会計基準の導入の目的である、「財務諸表の適正表示」あるいは「国際会計基準の導入」という理由とは全く違う実態を示している。

日本における税効果会計基準は、1990 年代末の金融危機のもと、銀行における債務超過の危険、自己資本比率の低下の傾向が進むなか、政治家や行政規制者によって、破綻の先延ばし策の一環として、その基準設定が推進された。行政府の統制者は、他はさしおいて繰延税金資産の拡大化を見込んだ。なぜなら、支払った税金を将来戻ると見込んで計上する繰延税金資産が計上されることで、銀行の自己資本比率が増大するからである。だが、実際には、貧弱な利益稼得力しかない銀行にとって、繰延税金資産の将来回収見込みは薄い。つまり、見せかけだけの資本増強である。銀行が国内で業務を展開するには 4 パーセント、国際的に業務を展開するには 8 パーセント以上の自己資本比率を維持する必要があるので、こぞって繰延税金資産を計上するようになった。そして、行政府の統制者は、規制対象銀行の自己資本を引き上げることを最優先とし、税効果会計基準を銀行救済のための手段にしようとした。繰延税金資産会計の基準設定は、日本の行政規制会計制度システムの特徴をあらわにして進められたのである。

これまで銀行は自社株買いの解禁（94 年）、株式の低価格法から原価法への変更容認（97 年）、土地の含み益の自己資本算入（98 年）、税効果会計の 1 年前倒し（99 年）、日銀の銀行株の購入（02 年）など、一連の銀行優遇行政によって守られてきた。本論文のテーマである「税効果会計」の導入も、結局は、銀行が破綻するのを防ぐための救済措置という傾向が非常に強かった。

6 考察

日本における税効果会計基準は、「国際調和」がスローガンであったにも関わらず、実際には銀行を救済するための銀行優遇策である傾向が非常に強かった。税効果会計の手続きの方法自体は国際基準と同じだったが、評価引当金や繰延税金資産といった基準内容は諸外国と比べると大

きく逸脱したものであった。

日本に I F R S を導入しても、導入に日本的なあり方があり、その日本的なあり方は国際的なあり方と一致しては、なく、日本独特のものがある。したがって、税効果会計基準にみられたように、I F R S によって基準の国際的統一化がされても、その適応は、それぞれの国に応じて異なる傾向が生み出される。日本における税効果会計基準の導入は、いかに会計の国際化が困難な課題であるか物語っている。

7 課題

会計基準の国際的統一によって、単一の会計基準が成長し、世界の会計処理は同じものとなり、会計の国際的比較も高まり、会計情報の値も高まるかのように言われている。

しかし、本研究が明らかにしたように、同じ内容の会計基準であっても、その適用においては国ごとに違っている。同一の基準のもとで、国ごとに違った会計手続きのプロセスが成長するのがむしろ普通のことである。

したがって、会計の国際化は、会計基準のみの統一化ではなく、その他の制度環境の調整、統一化の方向が検討されなければならない。

参考文献

- [1] 村瀬儀祐『会計理論の制度分析』森山書店 p.118-123
- [2] 岩崎彰『税効果会計入門』日経文庫 p.13-14、p.31-32、p.34-35、p111-120
- [3] 『合格テキスト 日商簿記 1 級商業簿記・会計学 II Ver.7.0』TAC 出版 p316-322
- [4] 石川純治『変わる社会、変わる会計』日本評論社 p102
- [5] Douglas J. Skinner『The Rise of Deferred Tax Assets in Japan : The Case of the Major Japanese Banks』Journal of Accounting and Economics (2006)
- [6] 四国銀行ディスクロージャー誌 2011 年
<http://www.shikokubank.co.jp/profile/disclosure/2011.php>
- [7] 高知銀行ディスクロージャー誌 2011 年
http://www.kochi-bank.co.jp/disclosure/disclosure_2011.html